セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃低廉化支援

<u>住宅確保要配慮者専用の住宅</u>について、<u>家賃低廉化に係る費用</u>に対して<u>補助</u>を行う。

(赤字はR3補正予算における拡充事項)

	家賃低廉化に係る補助
事業主体等	大家等
対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円(収入分位40%)以下、多子世帯は月収25.9万円(収入分位50%)以下
補助率· 補助限度額	補助率: 国1/2+地方1/2 国費限度額:原則2万円/戸・月 ※ 国費総額が240万円を超えない場合、以下の柔軟化が可能 ・コロナ対応の場合 : 4万円/戸・月 ・三大都市圏 : 4万円/戸・月 ・政令市、中核市(三大都市圏除く) : 3万円/戸・月 ※ 公営住宅並み家賃への引下げに対応した額の1/2までを限度とする ※ 住宅扶助と併用する場合(最長6か月まで可能)、合計が住宅扶助基準額を超えないものとする ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯等については、家賃債務保証料等低廉化補助との併用不可
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと
支援期間	・管理開始から原則10年以内 等 ※ ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最大20年間 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯・多子世帯については最大6年間、新婚世帯については最大3年間
その他の 主な要件	・原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること ※以下のいずれにも該当する場合に公募要件を適用除外する。 1) 地方公共団体が、就労や子育で等を理由に当該住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃低廉化支援を行うことを、賃貸住宅供給促進計画等に位置付けること 2) 地方公共団体が、補助対象となる住宅について公募を行うこと 3) 他のSN住宅や公的賃貸住宅に対する応募状況等を勘案して、同等の要件を備えた公募中の住宅があり、当該住宅に(ア)応募がない、または(イ)応募があっても、現入居者の方が困窮度が高い場合であって、より困窮度の高い他の入居対象者の入居を阻害しないと認められること ・月収15.8万円を超える子育で世帯等については、住宅の床面積が40㎡以上であること ※ひとり親世帯の場合は適用除外

セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃債務保証料等低廉化支援

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃債務保証料等の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

(赤字はR3補正予算における拡充事項)

	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助
事業主体等	家賃債務保証会社、保険会社等
対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円(収入分位40%)以 下、多子世帯は月収25.9万円(収入分位50%)以下
低廉化の対象	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料
補助率• 補助限度額	補助率:国1/2+地方1/2 国費限度額:3万円/戸 ※補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、 年間の補助限度額にかかわらず、家賃低廉化との併用が可能 ※ ただし、月収15.8万円を超える子育で世帯等については 家賃低廉化補助との併用不可 【補助限度額の柔軟化のイメージ】 (国と地方の支援額) 家賃債務保証料等低廉化 年間の支援限度額(国・地方計) 48万円(4万円×12カ月)

【家賃債務保証の概要】

